

令和8年度農林水産省
行政事業レビュー「公開プロセス」

中堅外食事業者資金融通円滑化事業（基金事業） （大臣官房新事業・食品産業部）

日時：令和8年6月24日（水）13:00～13:50

場所：農林水産省内会議室

<外部有識者>

【農林水産省選定】

竹田 麻里 東洋大学食環境科学部フードデータサイエンス学科教授
小川 美香子 東京海洋大学学術研究院食品生産科学部門准教授

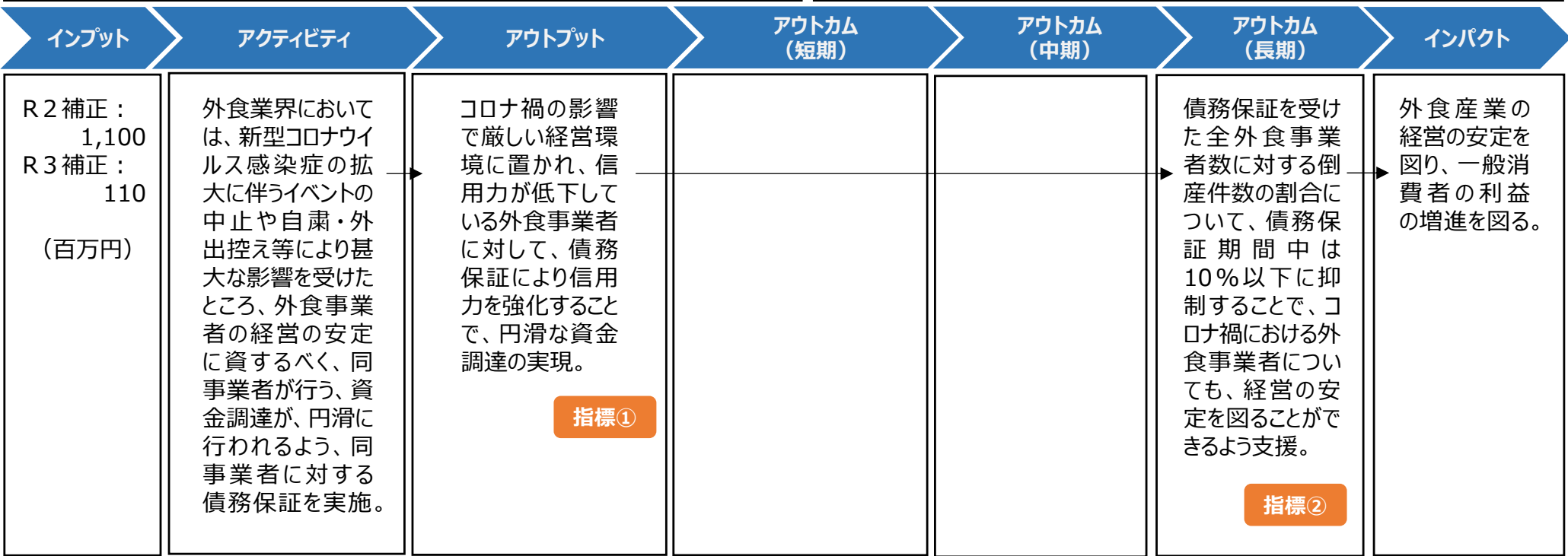
【内閣官房行政改革・効率化推進事務局選定】

上村 敏之 関西学院大学経済学部教授
林 隆之 政策研究大学院大学教授

【現状・課題】
 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言（令和2年4月7日）等により、外食事業者は厳しい経営環境に置かれており、信用力が低下している外食事業者の資金調達が十分に行われない可能性がある。そのため、セーフティネット保証を受けられない中堅・大手事業者の資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化するとともに、債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により、対応することが必要。

【現状・課題を示すデータ】

- 外食業における売上高
 R元：24.1兆円→R3：15.5兆円→R7：22.4兆円
- 外食業における従事者数
 R元：451.8万人→R3：407.6万人→R7：420.8万人



指標① 債務保証額（百万円）
 R2：320（目標：7,320）、R3：560（目標：7,000）、R4：560（目標：7,980）
 ※コロナ禍が収束したR4年度末に新規受付終了

指標② 債務保証を受けた全外食事業者数に対する倒産件数の割合（倒産件数/債務保証実施件数）
 R2：0%（目標：10%以下）、R3：0%（目標：10%以下）、R4：0%（目標：10%以下）、R5：0%（目標：10%以下）、
 R6：0%（目標：10%以下）、R7：0%（目標：10%以下）
 最終目標年度R8：最終目標10%以下

事業名	【基金】中堅外食事業者資金融通円滑化事業
-----	----------------------

担当部局	大臣官房新事業・食品産業部
------	---------------

国民からのご提案を踏まえた「点検の視点」に基づく点検 (事業所管部局による点検)

令和7年度当初予算額：－（百万円） 令和7年度補正予算額：－（百万円）

令和8年6月

点検の視点	事業所管部局による点検
① 効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき	当該債務保証事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大（以下、コロナ禍）により、融資を受ける企業の経営破綻とそれに伴う代位弁済が必要となるタイミングが予見不能であることを踏まえ、基金設置法人である（一社）日本フードサービス協会（以下、JF）において活動・成果目標の達成状況について確認し、その結果を踏まえ適正な運用を行っている。
② 政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき	本事業は、コロナ禍において、経営に影響を受けた中堅・大手外食事業者の経営の安定を図ることを目的としており、債務保証の申込みのあったすべての事業者に対して保証を行うための十分な資金を確保し公平性を確保するとともに、政策目的を踏まえて、コロナ禍が収束した令和4年度末で新規受付を終了し、令和8年度末までに残務を完了させ、廃止を予定している。
③ 事業構造や執行面の改善により、透明性・効率性を高め、不正・中抜きを防止すべき	令和4年度末で新規受付を停止したことを踏まえ、事業終了までに必要となる所要額（債務保証残高や損失引当金等）を算定しており、当該所要額を超えた余剰金が生じた場合は、国庫返納を実施している。
④ 補助金依存体質を改め、自治体・事業者の自立や成長につながる仕組みに改めるべき	<p>本事業は、コロナ禍により信用力が低下し、かつ中小事業者向けのセーフティネット保証を受けられない中堅・大手外食事業者の債務保証を実施するために、コロナ禍が始まった令和2年3月時点での聞き取りに基づき必要な資金を算定して実施したものであり、債務保証を通して補助金に依存しない形での外食事業者の経営の安定を図った。金融関係者への聞き取りによれば、国の補助金が入っている債務保証制度なので返済確実性が高く、実際、普段から取引のある銀行からも融資を断られるような厳しい状況にあった会社でも融資を受けられた、というケースもあり、融資を受ける事業者側にとって、金融機関との交渉材料として有効にはたらいたと考えている。</p> <p>また、融資を実行する民間金融機関から基金設置法人であるJFや農林水産省に対して「一般の貸付に支障が出ている」といった声は特段なかったことから、民間の取組を阻害することなく、国の事業として一定の役割を果たしたと考えている。</p>

	<p>一方で、本事業は、新規申請受付期間を令和2年度に限って始めたところ、コロナ禍の影響が想定よりも長期に及んだため、令和2年度末、令和3年12月の2度にわたり新規申請受付期間を2年間延長したものの、令和3年度の新規債務保証額は前年度より少ない2.4億円、令和4年度は実績なしとなった。</p> <p>これは、</p> <p>①JFの会員である中堅外食事業者への聞き取りによると、「JFの債務保証付といっても、主力銀行から新規融資を断られた」といった声が出るなど、公的な保証付きでも民間金融機関が新規融資に対して慎重であったこと、</p> <p>②中堅・大手外食事業者において、資本金を5千万以下に減資し、中小事業者として政府系金融機関の融資を活用する事業者が現れたと考えられること</p> <p>等が影響し、保証引受額は保証可能額の7%である5.6億円にとどまっている。</p> <p>本事業については、政策目的を踏まえて令和4年度に新規受付を終了し、令和5年度から順次国庫返納を行い、残債の管理を行った後、令和8年度末で基金廃止を予定しているところであり、引き続き適正な執行に努めていく考えであるが、今後同様の事業を実施するに当たり、事業実施期間や事業規模の設定等について、検討していく必要がある。</p>
<p>⑤ 申請・報告等の事務負担を軽減し、現場が本来業務に専念できるようにすべき</p>	<p>報告等については毎年1回の報告としており、政策目的を踏まえて令和4年度末で新規受付を終了し、事務負担の軽減を図っている。</p>

とりわけ基金について踏まえる視点	事業所管部局による点検
<ul style="list-style-type: none"> 一定期間ごとに KPI 等を検証し、資金配分に反映すべき 	<p>毎年、当該債務保証を受けた外食事業者における倒産の割合を検証しつつ、コロナ禍における予見困難な代位弁済を実施するために十分な資金を確保するとともに、令和4年度末には新規受付を停止し余剰金を国庫に返納することで、目標に基づいた資金配分を行っている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 重複、休眠等の状態にある基金を整理、統廃合し、不要な資金を国庫返納すべき 	<p>コロナ禍における代位弁済の予見困難性を踏まえ、代位弁済に十分な資金を確保するとともに、令和4年度末に新規受付を停止したことを踏まえ、余剰金の国庫返納を実施している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 基金を「見える化」し、透明性を確保すべき 	<p>基金シートを公表し、当該基金の透明性の確保に努めている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 公費負担に応じ、事業成果を国へ還元させるべき 	<p>当該債務保証を受けた全外食事業者数に対する倒産件数の割合について、債務保証期間中は10%以下に抑えることで、コロナ禍において影響を受けた外食事業者の経営の安定を図り、一般消費者の利益の増進に寄与している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 基金活用に付随する機会費用を軽減すべき 	<p>コロナ禍における代位弁済の予見困難性を踏まえ、代位弁済に十分な資金を確保するとともに、令和4年度末に新規受付を停止したことを踏まえ、余剰金を返納することで、機会費用の軽減に努めている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 基金設置法人等の運営、執行を適正化すべき 	<p>事業実施要領に基づき、基金設置法人は毎年度、国に対し、事業実施報告書及び基金管理状況報告書を提出し、国はその点検・確認を行っており、運営・執行は適正に行われている。</p>

<p>上記点検を踏まえた見直しの方向性</p>	<p>本事業については、コロナ禍により信用力が低下し、かつセーフティネット保証を受けられない中堅・大手外食事業者の債務保証を実施するために十分な資金を確保の上で、適切に事業を運用・執行し、補助金に依存しない形で外食事業者の経営の安定を図っている。また、民間金融機関の事業を阻害することなく、国の事業として必要な役割を果たしたと考えており、政策目的を踏まえて令和4年度に新規受付を終了し、残債の管理を行った後、令和8年度末の基金廃止に向けて、引き続き適正な執行に努める。なお、保証引受額の実績が保証可能額のわずか7%であった事実を踏まえ、今後同様の事業を実施するに当たり、事業実施期間や事業規模の設定等について、検討していく必要がある。</p>
-------------------------	---

中堅外食事業者資金融通円滑化事業

基本情報

組織情報	府省庁	農林水産省				
	事業所管課室	農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課				
	作成責任者	森幸子				
	その他担当組織	--				
基本情報	予算事業ID	017374	基金シート番号	1703	枝番	--
	基金の名称	中堅外食事業者資金融通円滑化基金				
	基金の造成法人等の名称	一般社団法人日本フードサービス協会	法人形態	一般社団法人		
	造成法人等の選定方法及び選定理由等	本基金は、中堅・大手外食事業者に対する債務保証を行うものであることから、中堅・大手外食事業者から構成される業界団体であり、また、国内でのBSE発生時に、本基金と同様の債務保証基金を運営していた実績のある、一般社団法人日本フードサービス協会に造成することが適当と判断した。				
	造成法人等の適格性	基金設置法人の管理費については、当該法人において債務保証先の審査を行う第三者委員会の委員等謝金及び債務保証書の印紙代のみとなっており、保証料収入及び運用益等からなる収入との差額は全額本基金に繰り入れるなど、適正に運営されている。				
	基金事業・基金の造成法人等への調査・検査等の実施状況	事業実施要領に基づき、基金設置法人は、毎年度、国に対し、事業実施報告書及び基金管理状況報告書を提出し、国はその点検・確認等を行っている。				
運営形態	保有型	事業形態	債務保証			
関連事業	--					

概要・目的	事業の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うイベントの中止や自粛・外出控え等により甚大な影響を受けた外食事業者のうち、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者の要件を超える者が融資機関から円滑な運転資金の融通を受けることができるよう、当該資金の信用保証を行うことを目的とする事業において造成する基金に対し補助することとし、もって外食産業の経営の安定を図り、一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。			
	現状・課題	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言（令和2年4月7日）等により、外食事業者は厳しい経営環境に置かれており、信用力が低下している外食事業者の資金調達が十分に行われない可能性がある。そのため、セーフティネット保証を受けられない中堅・大手事業者の資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化するとともに、債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により、対応することが必要。			
	事業の概要	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響を受けた中堅・大手外食事業者に対する、経営の維持・継続に必要な運転資金（（ア）飲食店の営業に要する資材費、（イ）飲食店の営業に要する器具及び消耗品等の購入費、（ウ）飲食店の営業に係る施設又は設備の賃貸料、光熱水道等の経費、（エ）雇用労賃、（オ）その他飲食店の経営の維持に必要な経費）の貸付けを円滑に行うため、金融機関から中堅外食事業者特別資金の貸付けを受けた当該事業者に対する債務を保証する。			
	事業概要URL	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/R2hosei_shien2.html			
	基金方式の必要性	基金事業の種類	不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業		
該当する理由（その他の場合、基金によらざるを得ない理由）		融資を受ける企業がどのタイミングで経営破綻し、どのタイミングで代位弁済が必要となるかは予見不能であるから。			

事業開始年度	2020			
--------	------	--	--	--

終了予定時期	基金事業の終了予定時期	2027-03-31			
	補足理由	--			
	期間中に終了予定時期を変更した場合、その経緯と理由	令和3年3月、新型コロナウイルス感染症の影響が当初想定していたよりも長期にわたり及んでいるため、終了予定時期を令和8年3月末から令和9年3月末に延長。更に、影響が長引いたため、令和3年12月に、終了予定時期を令和9年3月末から令和10年3月末に延長した一方で、新規申請受付が令和5年3月末で終了となったことに伴い、令和8年6月末に全ての債務保証が終了するとともに、残務処理を令和8年度（令和9年3月末）までに完了する予定。			
	基金事業の新規申請受付終了時期	2023-03-31			
	補足理由	--			
期間中に新規申請受付終了時期を変更した場合、その経緯と理由	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、新規申請受付終了時期を当初設定の令和3年3月末から令和4年3月末へ、更に令和5年3月末へと延長した。				

根拠法令	法令名	法令番号	条	項	号・号の細分
	--	--	--	--	--

関係する計画・通知等	計画・通知名	計画・通知等URL
	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）	https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200407_taisaku.pdf

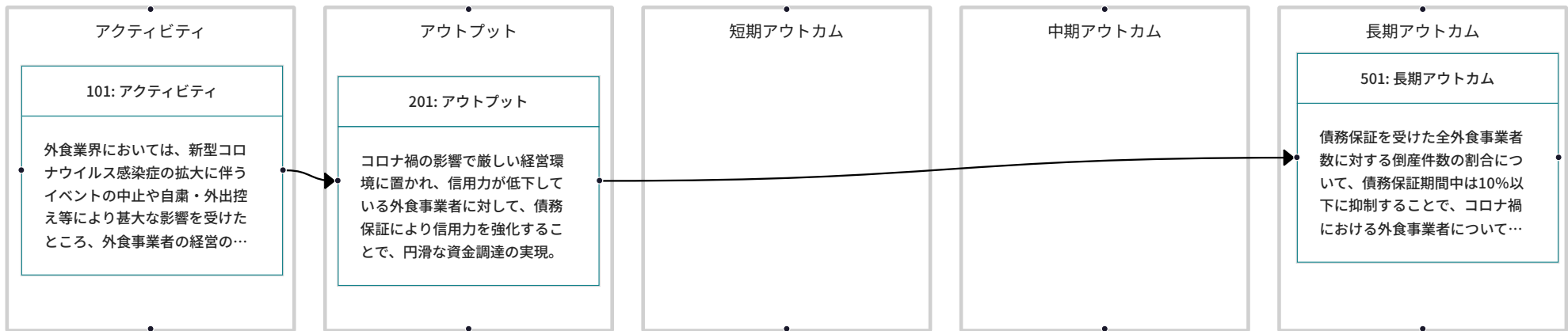
基金経過

基金の造成の経緯	予算措置年度	基金造成年度	資金交付の形態	会計区分	当初・補正・予備費等	
	2020	2020	直接交付	一般会計	補正（第1号）	
	原資となった資金の名称		--			
	原資となった資金の名称の補足情報		（項）農山漁村6次産業化対策費（目）農山漁村6次産業化対策事業費補助金			
	国費額（単位：千円）		1,100,000	補助金適正化法適用の有無	有	
	関連するレビューシート		作成年度	2021	事業名	中堅外食事業者資金融通円滑化事業
	予算措置年度	追加年度	資金交付の形態	会計区分	当初・補正・予備費等	
	2021	2021	直接交付	一般会計	補正（第1号）	
	原資となった資金の名称		--			
	原資となった資金の名称の補足情報		（項）新市場創出対策費（目）新市場創出対策事業費補助金			
国費額（単位：千円）		110,000	補助金適正化法適用の有無	有		
関連するレビューシート		作成年度	2022	事業名	中堅外食事業者資金融通円滑化事業	
基金への予算措置（管理費のみの予算措置を除く）	基金の分類	今後、予算要求が見込まれない事業				
	直近の予算措置年度	2021				
	予算措置理由及び成果目標の達成状況・検証結果	令和6年度当初予算よりも前に措置された基金事業である。 予算措置は令和2年及び3年の2か年。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が当初想定していたよりも長期にわたっていたためである。 また、額については、業界団体が実施したヒアリング結果を基に必要な額を試算しており、妥当と考える。				
	次回予算措置検討年度	--				
国庫返納の経緯	年度	国庫返納額 （単位：千円）	理由			
	2023	747,916	令和4年度末（令和5年3月末）で、基金事業の新規申請受付を終了したことに伴い、令和5（2023）年度以降に保有する必要のある基金額と令和4年（2022）年度繰越金額の差額について、国庫返納を行った。			
	2024	94,877	令和4年度末（令和5年3月末）で、基金事業の新規申請受付を終了したことに伴い、令和6（2024）年度以降に保有する必要のある基金額と令和5年（2023）年度繰越金額の差額（94,876.739千円）について、令和6年8月28日に国庫返納済。			
	2025	123,746	令和4年度末（令和5年3月末）で、基金事業の新規申請受付を終了したことに伴い、令和7（2025）年度以降に保有する必要のある基金額と令和6年（2024）年度繰越金額の差額（123,745.533千円）について、令和7年6月25日に国庫返納済。			
	2026	145,515	令和4年度末（令和5年3月末）で、基金事業の新規申請受付を終了したことに伴い、令和8（2026）年度以降に保有する必要のある基金額と令和7年（2025）年度繰越金額の差額（145,515.482千円）について、令和8年9月までに国庫返納予定。 また、債務保証期間が令和8年6月末で満了することに伴い、保有する基金のうち国費相当分（101,903.588千円）については、令和9年3月末までに国庫返納予定。			

基金事業のこれまでの取組とその成果、過去に実施した見直しの概要	--
補助金適正化法施行令第4条2項各号で定める事項	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/pdf/R2hosei_shien2-3.pdf

効果発現経路

活動・成果目標等のつながり



アクティビティからの発現経路 101-201-501

アクティビティ	外食業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うイベントの中止や自粛・外出控え等により甚大な影響を受けたところ、外食事業者の経営の安定に資するべく、同事業者が行う、資金調達、円滑に行われるよう、同事業者に対する債務保証を実施。				
アウトプット	活動目標	コロナ禍の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している外食事業者に対して、債務保証により信用力を強化することで、円滑な資金調達の実現。	活動指標	債務保証額	
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	事業実施主体からの報告	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--	アウトカムを複数段階で設定できない理由	本基金事業は、アクティビティである外食事業者への債務保証実施が、本事業の最終目標である新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響を受けた中堅・大手外食事業者の経営の安定を図ることに直接結びつくため。	
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	当初見込み／目標値(百万円)	0	0	0	0
	活動実績／成果実績(百万円)	--	--	--	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	本基金事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響を受けた中堅・大手外食事業者の経営の安定を図ることを目的としており、活動実績は、活動指標とした債務保証額により定量的に把握した上で、それによる効果の総体として、債務保証を受けた全外食事業者の倒産件数を把握することにより、その目的が達成されているか客観的に検証できるよう設定しているところ。				
長期アウトカム	成果目標	債務保証を受けた全外食事業者数に対する倒産件数の割合について、債務保証期間中は10%以下に抑制することで、コロナ禍における外食事業者についても、経営の安定を図ることができるよう支援。	成果指標	債務保証を受けた全外食事業者数に対する倒産件数の割合（倒産件数/債務保証実施件数）	
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	事業実施主体からの報告	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	-	アウトカムを複数段階で設定できない理由	本基金事業は、アクティビティである外食事業者への債務保証実施が、本事業の最終目標である新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響を受けた中堅・大手外食事業者の経営の安定を図ることに直接結びつくため。	

活動・成果目標 と実績			2023年度	2024年度	2025年度	最終目標年度 2026年度
	当初見込み／目標値(%)		10	10	10	10
	活動実績／成果実績(%)		0	0	0	--
	達成率(%)		100	100	100	--
事業に関連する KPIが定められて いる閣議決定等	名前	--				
	URL	--				
	該当箇所	--				

収入・支出等

収入・支出等 (単位：千円)		2023	2024	2025	当年度見込み	翌年度見込み
前年度末基金残高		1,333,422	511,388	407,378	271,957	--
収入	国からの資金交付額	0	--	--	--	--
	運用収入	8	198	550	--	--
	(うち国費相当額)	8	180	501	--	--
	事業収入	47	78	46	--	--
	(うち国費相当額)	42	71	42	--	--
	その他	0	--	--	--	--
	合計額	55	276	597	--	--
支出	事業費	0	--	--	--	--
	管理費	0	--	--	--	--
	(管理費率)	--	--	--	--	--
	(うち基金設置法人の事務費)	0	--	--	--	--
	(うち基金設置法人の人件費)	0	--	--	--	--
	合計額	0	--	--	--	--
国庫返納額		747,916	94,877	123,746	247,419	--
その他返納額		74,173	9,409	12,272	24,537	--
当年度末基金残高		511,388	407,378	271,957	--	--
(うち国費相当額)		465,248	370,622	247,419	--	--
基金設置法人の事務人件費 (当該基金からの支出を除く)	事務費	0	--	--	--	--
	人件費	0	--	--	--	--
	合計額	0	--	--	--	--

執行の乖離の状況 (単位：千円)	2024 (前々年度)	事業費見込み	0	事業費	--
		乖離額	0	乖離率	--
	【乖離の理由等】 融資を受ける企業がどのタイミングで経営破綻し、どのタイミングで代位弁済が必要となるかは予見不能であることから、事業費を見込んでいない。				
	2025 (前年度)	事業費見込み	--	事業費	--
		乖離額	--	乖離率	--
	【乖離の理由等】 融資を受ける企業がどのタイミングで経営破綻し、どのタイミングで代位弁済が必要となるかは予見不能であることから、事業費を見込んでいない。				

実績

債務保証実績 (単位：千円) ※ () 内は件数	--									
	実績及び残高									
	2023		2024		2025		2026見込み		2027見込み	
新規債務保証	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(0)	0	(--)	--
当初見込み	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--
債務保証終了	(--)	88,001	(1)	113,882	(3)	134,560	(2)	86,607	(--)	--
新規代位弁済	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--
債務保証残高	(6)	335,050	(5)	221,167	(2)	86,607	(--)	--	(--)	--

保有割合

保有割合	--	①保有割合の分子（保有基金額等）	--	②保有割合の分母（基金事業に要する費用）	112,009.73					
	①保有基金額等の内容	当年度の必要保有額（271,956.500千円－271,956.500千円） 令和8年度に国庫返納等を見込んでいるため保有割合が0となっている。								
	②基金事業に要する費用の内容	当年度の事業見込み額（86,607.200千円＋25,402.530千円）								
	算出根拠に用いた事業見込みの考え方（計算式・内容）	保有割合＝①当年度の必要保有額（直近年度末の基金額－令和8年度国庫返納額等）÷②当年度の事業見込み額（債務保証残高＋損失引当金等）								
	事業見込みに用いた指標の積算根拠	債務保証残高：86,607.200千円、損失引当金等：25,402.530千円								
事業見込みに用いた指標の直近における実績	債務保証に対する代位弁済の実績なし									
使用見込みの低い基金等の該当の有無と検討結果等	① 事業を終了した基金	有	② 前回の見直し以降事業実績がない基金 又は直近3年以上事業実績がない基金	有	③ 基金造成時の政策目的がなくなった基金 又は変更になった基金	無	④ 保有割合が「1」を大幅に上回っている基金	無	⑤ その他使用見込みが低いと判断される基金	有
	保有割合が「1」を上回り、④で「無」とした場合、その理由	—								
	使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討結果	令和8年度末まで残置する。								
	使用見込みの低い基金等を残置する場合の理由	中堅・大手外食事業者に対する債務保証を行うことを目的とする本事業については、令和4年度末で新規受付を終了。一方で、債務保証期間の満了する時期は、令和8年6月末であることから、その後の残務処理も考慮し、令和8年度末までは、本基金を残置する必要がある。								

基金所管部局による点検・改善結果

点検結果

【令和8年4月10日租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議で示された「点検の視点」に基づく自己点検】

① 効果検証を強化

当該債務保証事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大（以下、コロナ禍）により、融資を受ける企業の経営破綻とそれに伴う代位弁済が必要となるタイミングが予見不能であることを踏まえ、基金設置法人である（一社）日本フードサービス協会（以下、JF）において活動・成果目標の達成状況について確認し、その結果を踏まえ適正な運用を行っている。

② 政策目的と手段を精査

本事業は、コロナ禍において、経営に影響を受けた中堅・大手外食事業者の経営の安定を図ることを目的としており、債務保証の申込みのあったすべての事業者に対して保証を行うための十分な資金を確保し公平性を確保するとともに、政策目的を踏まえて、コロナ禍が収束した令和4年度末で新規受付を終了し、令和8年度末までに残務を完了させ、廃止を予定している。

③ 事業構造や執行面の改善

令和4年度末で新規受付を停止したことを踏まえ、事業終了までに必要となる所要額（債務保証残高や損失引当金等）を算定しており、当該所要額を超えた余剰金が生じた場合は、国庫返納を実施している。

④ 自治体・事業者の自立や成長につながる仕組み

本事業は、コロナ禍により信用力が低下し、かつ中小事業者向けのセーフティネット保証を受けられない中堅・大手外食事業者の債務保証を実施するために、コロナ禍が始まった令和2年3月時点での聞き取りに基づき必要な資金を算定して実施したものであり、債務保証を通して補助金に依存しない形での外食事業者の経営の安定を図った。金融関係者への聞き取りによれば、国の補助金が入っている債務保証制度なので返済確実性が高く、実際、普段から取引のある銀行からも融資を断られるような厳しい状況にあった会社でも融資を受けられた、というケースもあり、融資を受ける事業者側にとって、金融機関との交渉材料として有効にはたらいたと考えている。

また、融資を実行する民間金融機関から基金設置法人であるJFや農林水産省に対して「一般の貸付に支障が出ている」といった声は特段なかったことから、民間の取組を阻害することなく、国の事業として一定の役割を果たしたと考えている。

一方で、本事業は、新規申請受付期間を令和2年度に限って始めたところ、コロナ禍の影響が想定よりも長期に及んだため、令和2年度末、令和3年12月の2度にわたり新規申請受付期間を2年間延長したものの、令和3年度の新規債務保証額は前年度より少ない2.4億円、令和4年度は実績なしとなった。

これは、

(1) JFの会員である中堅外食事業者への聞き取りによると、「JFの債務保証付といっても、主力銀行から新規融資を断れた」といった声が出るなど、公的な保証付きでも民間金融機関が新規融資に対して慎重であったこと、

(2) 中堅・大手外食事業者において、資本金を5千万以下に減資し、中小事業者として政府系金融機関の融資を活用する事業者が現れたと考えられること

等が影響し、保証引受額は保証可能額の7%である5.6億円にとどまっている。

本事業については、政策目的を踏まえて令和4年度に新規受付を終了し、令和5年度から順次国庫返納を行い、残債の管理を行った後、令和8年度末で基金廃止を予定しているところであり、引き続き適正な執行に努めていく考えであるが、今後同様の事業を実施するに当たり、事業実施期間や事業規模の設定等について、検討していく必要がある。

⑤ 申請・報告等の事務負担の軽減

報告等については毎年1回の報告としており、政策目的を踏まえて令和4年度末で新規受付を終了し、事務負担の軽減を図っている。

※とりわけ基金について踏まえる視点

① 一定期間ごとにKPI等を検証

毎年、当該債務保証を受けた外食事業者における倒産の割合を検証しつつ、コロナ禍における予見困難な代位弁済を実施するために十分な資金を確保するとともに、令和4年度末には新規受付を停止し余剰金を国庫に返納することで、目標に基づいた資金配分を行っている。

		<p>② 重複、休眠等の状態にある基金を整理、統廃合 コロナ禍における代位弁済の予見困難性を踏まえ、代位弁済に十分な資金を確保するとともに、令和4年度末に新規受付を停止したことを踏まえ、余剰金の国庫返納を実施している。</p> <p>③ 基金を「見える化」、透明性の確保 基金シートを公表し、当該基金の透明性の確保に努めている。</p> <p>④ 公費負担に応じ、事業成果の還元 当該債務保証を受けた全外食事業者数に対する倒産件数の割合について、債務保証期間中は10%以下に抑えることで、コロナ禍において影響を受けた外食事業者の経営の安定を図り、一般消費者の利益の増進に寄与している。</p> <p>⑤ 基金活用に付随する機会費用の軽減 コロナ禍における代位弁済の予見困難性を踏まえ、代位弁済に十分な資金を確保するとともに、令和4年度末に新規受付を停止したことを踏まえ、余剰金を返納することで、機会費用の軽減に努めている。</p> <p>⑥ 基金設置法人等の運営、執行の適正化 事業実施要領に基づき、基金設置法人は毎年度、国に対し、事業実施報告書及び基金管理状況報告書を提出し、国はその点検・確認を行っており、運営・執行は適正に行われている。</p> <p>【その他】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、影響を受けた中堅・大手外食事業者の運転資金に必要な借入れ額を債務保証の対象としており、政策的な役割は重要である。新規受付は令和5年3月末で終了。本年度以降に保有（使用）する必要性の消滅した資金247,419.070千円を国庫返納予定。事業見込みは融資を受ける企業がどのタイミングで経営破綻し、どのタイミングで代位弁済が必要となるかは予見不能であるから算出していない。事業の終了（令和9年3月）に向け、引き続き、適正な運用に努める。</p>
	<p>目標年度における効果測定に関する評価</p>	<p>長期アウトカムである「債務保証を受けた全外食事業者数に対する倒産件数の割合」については、現時点で、目標値に対する達成度が100%であり、活動・成果目標とする「債務保証を受けた全外食事業者数に対する倒産件数の割合について、債務保証期間中は10%以下に抑制」は達成できていると考えられる。</p>
	<p>改善の方向性</p>	<p>本事業については、コロナ禍により信用力が低下し、かつセーフティネット保証を受けられない中堅・大手外食事業者の債務保証を実施するために十分な資金を確保の上で、適切に事業を運用・執行し、補助金に依存しない形で外食事業者の経営の安定を図っている。また、民間金融機関の事業を阻害することなく、国の事業として必要な役割を果たしたと考えており、政策目的を踏まえて令和4年度に新規受付を終了し、残債の管理を行った後、令和8年度末の基金廃止に向けて、引き続き適正な執行に努める。なお、保証引受額の実績が保証可能額のわずか7%であった事実を踏まえ、今後同様の事業を実施するに当たり、事業実施期間や事業規模の設定等について、検討していく必要がある。</p>
<p>外部有識者の所見</p>	<p>--</p>	
<p>行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見</p>	<p>--</p>	
<p>所見を踏まえた改善点</p>	<p>--</p>	

支出先

支出先上位者リスト（前年度における各ブロックへの支出） （単位：千円）	支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割		
	A	一般社団法人日本フードサービス協会	0	1	基金の管理・運営		
	支出先名		支出額	法人番号			
	一般社団法人日本フードサービス協会		0	7010405002492			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額				
中堅外食事業者資金融通円滑化事業 その他(直接交付)		0					
費目・使途（前年度における各ブロックからの支出） （単位：千円）	支出先名	契約概要（契約名）	費目	使途	金額		
	--	--	--	--	--		

※令和7年度実績を記入。

令和2年度：1,100,000千円
 令和3年度：110,000千円
 令和4年度：－千円
 令和5年度：－千円
 令和6年度：－千円
 令和7年度：－千円

農林水産省

A. 一般社団法人 日本フードサービス協会

令和2年度：120,000千円

中堅外食事業者資金融通円滑化基金

基金設立時 1,220,000.000千円
 令和7年度期首残高 407,377.618千円

【収入】

運用利息収入 550.419千円
 保証料収入 46.281千円

【支出】

事務費 0千円
 国庫返納額 123,745.533千円
 協会返納額 12,272.285千円

合計 596.700千円 136,017.818千円

令和7年度期末残高 271,956.500千円
 (うち国費相当額 247,419.071千円)

【保証料】 46.281千円

【債務保証】 86,607.200千円

民間事業者 (2件)

【融資】

【返済】

金融機関

(中堅・大手外食事業者において、債務保証先の返済が
 不能となった場合に代位弁済により対応。)

--

中堅外食事業者資金融通円滑化対策

【令和2年度補正予算要求額 1,100百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に置かれている外食事業者の経営安定に必要な運転資金の円滑な融通を支援します。

<政策目標>

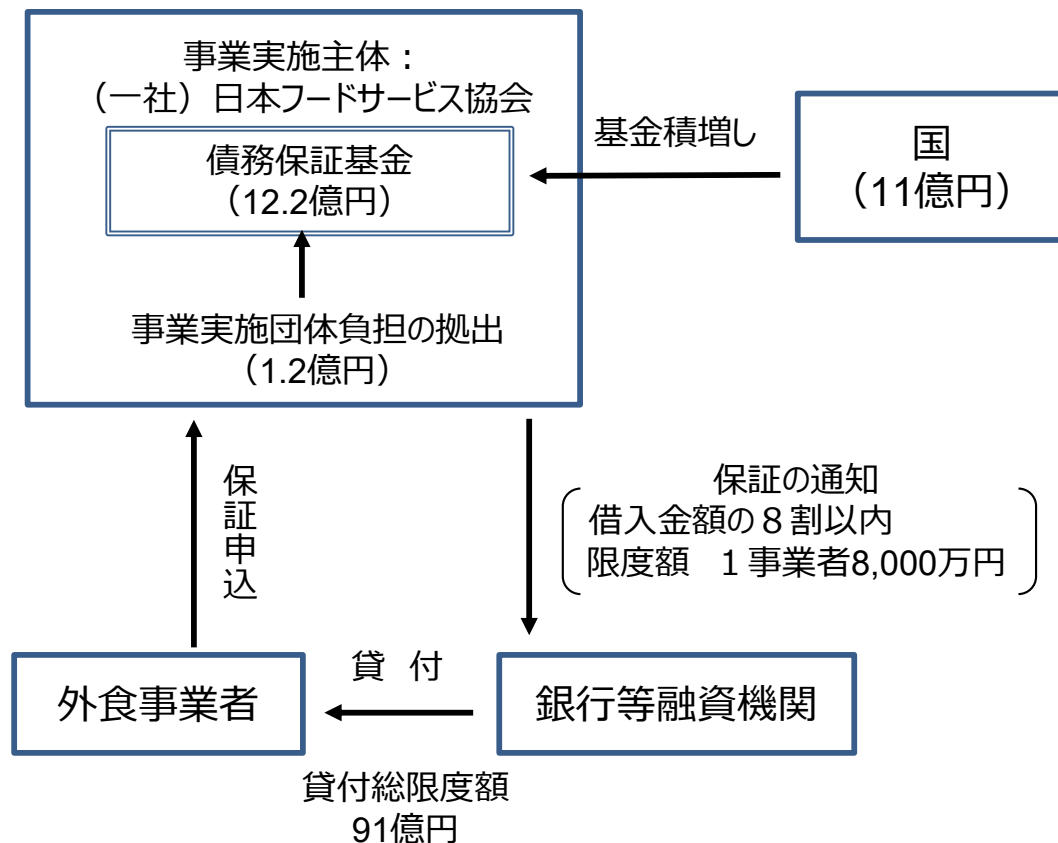
食品産業の出荷額・売上高の伸び率の維持・向上（年1.0% [令和3年度まで]）

<事業の内容>

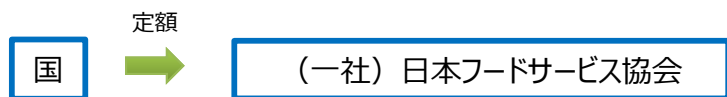
<事業イメージ>

外食事業者団体の債務保証基金に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している外食事業者のうち、セーフティネット保証を受けられない中堅事業者の資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化するとともに、債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により対応します。



<事業の流れ>



23 【お問い合わせ先】 食料産業局食品製造課外食産業室 (03-6744-7177)

論点

中堅外食事業者資金融通円滑化事業

1. 対象事業者が本制度を利用せず他制度を選択する動き等により、当初想定したほどの事業の執行額や件数とはならなかった。
新型コロナウイルス禍という危機的状況下での緊急対策であったという当時の状況を考慮する必要があるものの、需要について、想定が過大とならないよう、どのような考え方で見込むのが妥当であったか。
2. アウトカム指標について、倒産件数の割合のみが設定されている。
債務保証を受けた事業者の回復の度合い等を把握する指標など複数の指標を設けることで、本事業の政策目標である外食事業者の経営の安定化につながったのか、より正確に判断できたのではないか。
3. 債務保証実績が極めて少ない中で、事業期間の延長が2回行われた。
資金効率の観点からも、外食産業全体の業況や基金事業のニーズ等を踏まえて、対象の業種を限定した上での延長や廃止等を検討する余地があったのではないか。